

★本誌は人材の育成を会社の業績向上にお役立ていただきたいと願い発行しています

人事労務お役立ち定期便



2017年9月1日発行

平成29年 第107号

発行◆せのお社会保険労務サポート事務所 岡山県井原市岩倉町 1081-1 〒715-0016

知っ得！人事労務トピックス

★最低賃金の対象となる賃金とは？

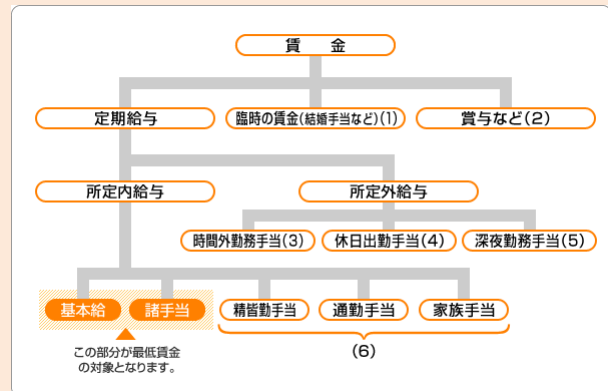
毎年10月は、最低賃金改定の時期です。
今年是全国平均25円の大幅な引き上げが予定されています。

現在支給している給与と最低賃金額が接近している事業所が多くなってきました。

時間給者だけでなく、月給者についても念のため確認をしておきましょう。(裏面・関連記事参照)

その場合、左記の最低賃金額の対象となる賃金について、賃金体系図を参考に確認してください。

※当事務所HPの「お知らせ」にもリンクを掲載しています。HPは「せのじむ」で検索してください。



～社長さん、総務担当者のための知っておきたい助成金～

「育児休業者の代替者を雇用したときの助成金」



◎両立支援等助成金

助成金の名称	両立支援等助成金 (代替要員確保時コース)
主な受給要件	・育児休業取得者の代替要員を確保した ・育児休業終了後に原職等に復帰させる取扱いを規定
助成額	育児休業取得者1人当たり 47.5万円<60万円> 有期契約労働者である場合 9.5万円<12万円>加算 ※<>内は、生産性要件を満たした場合の額

【社労士せのサポのワンポイント!】

両立支援等助成金では、育児休業取得者の代替要員を確保したことに対し助成金を支給しています。

この助成金の要件の1つとして、育児休業取得者を原職等に復帰させることがあります。この場合、「原職等」の要件として、役職手当等の支給がされていること、育児休業後、パートとして新たに雇用契約を締結している場合等、本人の希望であっても原職等の該当しないことがあげられています。

単に育児休業取得者を復帰させればよいと見込まれていると、不支給となる場合がありますので、注意が必要です。

----- 切り取ってデスクマットの下に置いておかれると忘れません -----



「あ、そうじゃ、聞いてみよう」電話 (0866) 63-3213

せのお事務所へのご相談は土日祝を除く10～17時まで受け付けております。



★9月は給与計算において変更点が多いので注意

●給与計算において変更すべき内容

変更事項	変更内容・時期
標準報酬月額	社会保険料の元になる標準報酬月額の変更。7月中に提出した算定基礎届を元に決定される 変更月:9月分の保険料～
厚生年金保険料率	厚生年金保険料率が変わり、0.118%引き上がり18.3%(労使各9.15%の負担)になります。 変更月:9月分の保険料～
最低賃金の改定	変更時期は、都道府県により異なる。岡山県、広島県の場合は10月1日～(予定)

【社労士せのサポのワンポイント！】

●意外と間違える最低賃金の計算

9月は給与計算において、変更点が多い時期です。変更する額・タイミングに気をつけましょう。

また、今年は最低賃金が全国的にも、大幅に引き上がる予定です。自社の社員の最低賃金額が改定される最低賃金を下回っていないか確認しましょう。(表面・関連記事を参照)

よくある間違い(カン違い)をあげておきます。

①月給だから最低賃金を下回っていない

≪月給制の場合の計算方法≫

月給÷1ヵ月平均所定労働時間≧最低賃金額
分子の月給に含む諸手当に注意してください。また、分母は1ヵ月平均所定労働時間に注意です。それにより結果が異なります。



②最低賃金は次の給与計算期間から変更すればよい

例えば20日締めで1日から最低賃金が変わるとした場合、次の給与計算期間からではなく、1日から変更しなければいけません。

～社長さん、総務担当者のための知っておきたい人材採用～

「会社のことを知ってもらう努力をしていますか」



◎応募につながる「事業内容・会社の特長」の書き方

- ・「事業内容」と「会社の特長」の欄は、求人票の右上にある「4会社の情報」欄のうちの1つ
- ・求人する側にとっては軽視しがちであるが、応募者は意外と確認している
- ・「事業内容」では、商品、サービス、顧客層、店舗数、最近の業績、事業展開の状況など、応募者が読んでイメージできるようわかりやすく書く
- ・「会社の特長」では、応募者が他社との違いをイメージできるように書く
- ・例えば、会社の経営方針、社風、地域貢献、独自の福利厚生制度、お客様の声など
- ・アピールポイントの根拠や事例、数値的な裏付けを記載するとなおよい(書ききれない場合は「備考欄」へ)

【社労士せのサポのワンポイント！】

先日、面接時の対応についてのお話を聞いて同感したことがあります。

面接時間の平均は約30分ぐらいと言われていますが、その短い時間で面接官と応募者が話す内容の90%は、応募者に対する質問です。

採用する側からすれば、応募者のことをよく知っておきたいと思うのは当然のことです。

それと同じように、応募者もあなたの会社のことを知りたいと思っています。

転職理由の多くが「今までよりよい条件で勤務したい」「経験を活かしたい」ということを考えれば、それを実現できる会社かどうか確認したいためです。

求人票で「事業内容」や「会社の特長」を書き込むことは、離職防止にもつながります。

医療・福祉・介護業界向けの情報をホームページから発信しています。

ホームページは「せのじむ」「せのお事務所」で検索してください！